

第14回

読谷村農業委員会会議録

第14回 読谷村農業委員会総会 議事録

開催年月日	令和3年 10月 25日 (月)				
開催時刻	13時30分 開会 14時30分 閉会				
開催場所	読谷村文化センター 中ホール				
農業委員の出欠状況	出席者9名 欠席者1名				
議席番号	氏名	摘要	議席番号	氏名	摘要
1番	伊波 正景	出	6番	知花 勝也	出
2番	屋宜 清	出	7番	知花 竜	欠
3番	上地 和豊	出	8番	知花 毅	出
4番	與久田 一徳	出	9番	真栄田 武	出
5番	比嘉 健二	出	10番	比嘉 幸男	出
農地利用最適化推進委員の出欠状況			出席者8名 欠席者-名		
氏名		摘要	氏名		摘要
知花 勝		出	仲村渠 英正		出
津波 宏		出	比嘉 豊彦		出
上地 邦彦		出	棚原 靖		出
比嘉 光雄		出	江田 守恭		出
議事録署名委員	1番 伊波 正景		9番 真栄田 武		
事務局職員	局長 新垣 功 係長 當山 元進				
議事参与者	農地活用推進課 山内太 江田守武				

議事日程

日程1	会議録署名委員の指名について
日程2	会期の決定について
日程3	会長諸般の報告
日程4	報告第10号 農地転用許可指令の接受について
日程5	議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程6	議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程7	議案第54号 農地転用事業計画変更承認申請について
日程8	議案第55号 非農地証明願について
日程9	議案第56号 農地利用集積計画(案)に係る意見決定について
日程10	議案第57号 読谷農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について

事務局

これから令和3年第14回、読谷村農業委員会の総会を開催いたします。まず委員の出席状況についてですが、本日は議席7番 知花竜委員の欠席の連絡を受けております。農業委員会等に関する法律第27条第3項及び読谷村農業委員会会議規則第11条の規定にされる、会議の成立要件である過半数の出席が認められましたので、本総会が成立していることを御報告申し上げます。

議事進行につきましては、比嘉会長にお願いいたします。

議長

これより第14回読谷村農業委員会総会を始めたいと思います。先ほど事務局のほうから許可基準適合表にバツのある転用申請の取扱いについて、それから読谷村土地開発行為の適正化に関する条例第4条の運用について御説明がありましたので、御理解いただきたいと思います。

- 日程1 会議録署名委員の指名について —
- 日程2 会期の決定について —
- 日程3 会長諸般の報告 —

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、会期は本日1日限りに決定しました。

それでは日程4の報告第10号 農地転用許可指令の接受について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案書の2ページをお開きください。

報告第10号 農地転用許可指令の接受について。

議長

ただいま事務局より報告がございました。これは報告ですので、質疑がなければ進行しますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長

進行いたします。

次に日程5の議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請について議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

- 事務局 議案書 6 ページをお開きください。
議案第52号 農地法第 4 条の規定による許可申請について。
- 議長 ただいま議案第52号 農地法第 4 条の規定による許可申請についての提案の説明がございました。この議案の審議につきましては、事務局が写真を掲載しておりますので、現地調査は省略し、質疑、採決を行ってまいります。
これより審議に入ります。受付番号 1 番について審議します。まず現地を確認した委員の御意見をお願いいたします。はい、屋宜委員。
- 委員（2番） これは農業委員会の許可基準適合表にバツが付いていますので、不許可相当でよろしいかと思えます。
- 議長 ただいまの地区担当の屋宜委員からは許可基準適合表もバツがあつて、まだクリアされていないということで不許可相当の御意見でありました。ほかの委員からの御質疑がありましたら、お願いしたいと思えます。

(「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしの声ですので進行したいと思えます。
質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号 1 番については不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認め、受付番号 1 番は不許可相当で進達することに決定しました。
次に審議に入ります。受付番号 2 番を審議します。まず現地を確認した委員の御意見を伺いたいと思えます。
- 委員（2番） こちらのほうも許可基準適合表に×が付いておりますので、不許可でよろしいかと思えます。

議長

不許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御質疑がありましたらお願いしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声ですので進行したいと思います。
質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号2番については不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号2番は不許可相当で進達することに決定しました。

次に日程6の議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書7ページをお開きください。
議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について。

議長

ただいま議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。

これより受付番号1番の審議に入ります。まず現地を確認した委員の御意見ををお願いします。

委員(4番)

1番ですね、周辺は住宅地域として利用されていますので、新たに村道が整備される計画もあることから問題はないと思います。許可相当でお願いします。

議長

地区担当の與久田委員のほうからは許可相当の御意見でありました。ほかの委員からの御意見等がありましたら、お願いしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声ですので進行したいと思います。
質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号1番については御意見のとおり許可相当で決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号1番は許可相当で進達することに決定しました。

次の審議に入ります。受付番号2番について、審議を行います。まず現地を確認した委員の御意見をお願いいたします。

比嘉推進委員

比嘉です。受付番号2番は航空写真の4ページを御覧ください。周辺は住宅地であり、宅地造成計画であるのですが、先ほど基準適合表の修正で、今回マルということで、許可相当でお願いします。

議長

地区担当の比嘉推進委員からは許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御質疑がありますか。

委員(8番)

ここで都市計画との調整中だったのが、利用確認で受付されているというんですが、これは事前協議が申請受付されたということなのか、本申請が受付されたということなのか。

事務局

これは事前審査の受付です。事前審査というのは開発協議に移るのか、それとも適用除外の手続になるのか、その判断が事前審査でなされます。この事前審査の提出が出されて、ある程度書類などがそろっていた場合は、まだ結論は出ていなくても問題ないでしょうと、つまり開発ではなくて適用除外の案件になるでしょうという話でありましたので、今回はこの中身がある程度そろっていたので受け付けた段階で判断があるから大丈夫ですというお話でした。

議長

ほかに御質疑ないでしょうか。

(「進行」の声あり)

議長

進行の声ですので、進行したいと思います。

質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号2番については御意見のとおり許可相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号2番は許可相当で進達することに決定しました。

次の審議に移ります。受付番号3番について、現地を確認した委員の御意見を伺いたいと思います。

比嘉推進委員

比嘉です。受付番号3番は返還された楚辺通信所跡地の利用に計画がなければ問題ないと意見をしたのですが、適合表を見るとまだ調整されていないということで、不許可相当でお願いします。

議長

現地を確認した比嘉推進委員のほうからは不許可相当の御意見であります。これについてほかの委員からの御質疑ありましたらお願いしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしですので、進行したいと思います。

質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号3番については御意見のとおり不許可相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号3番については不許可相当で進達することに決定しました。

次の審議に移ります。受付番号4番から7番は読谷西部地区土地改良区の非農地設定に向けてでございますので、一括して審議を行いたいと思います。まず現地を確認した委員の御意見をお願いしたいと思います。

委員（5番） 5番、比嘉です。4番、5番、6番、7番ともに審議したいと思います。この地域は読谷西部地区土地改良事業で整備された住宅地であるため問題なく、許可基準適合表もクリアしているので許可相当でお願いします。

議長 比嘉委員からは許可相当の御意見でありました。この件について、他の委員から御質疑がありましたらお願いしたいと思います。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしの声ですので進行します。
質疑を終結し、これより採決を行います。番号の4番から7番まで1件ずつ行いたいと思います。まず、受付番号4番については御意見のとおり許可相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、受付番号4番については許可相当で進達することに決定しました。

続いて受付番号5番も許可相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、受付番号5番は許可相当で進達することに決定しました。

続いて受付番号6番も許可相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、受付番号6番は許可相当で進達することに決定しました。

続いて受付番号7番も許可相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号7番は許可相当で進達することに決定しました。

次の審議に移りたいと思います。受付番号8番について、現地を確認した委員の御意見をお願いしたいと思います。

委員(8番)

8番、知花です。現地は宇座の復帰先地整備事業のちょうど端のほうにある場所で、付近は住宅が建っている場所であります。意見では特に問題はないのですが、許可基準適合表では都市計画課等の調整がまだなので、資料も兼ねながら今回は不許可相当ということで答申したいと思っています。

議長

ほかの委員からの質疑がなければ進行してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号8番は御意見のとおり不許可相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号8番は不許可相当で進達することに決定します。

次の審議に移ります。受付番号9番について、現地を確認した委員の御意見をお願いしたいと思います。

比嘉推進委員

比嘉です。受付番号9番は現地を確認したんですが、周辺は住宅や原野に囲まれており、適合基準表はバツであったけれども問題ないと意見したんですが、今日現在の基準適合表を見たら、まだ調整されていないということで不許可相当でお願いします。

議長

地区担当の推進委員のほうからは不許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御質疑がありましたらお願いしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声ですので進行します。

質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号9番は御意見のとおり、不許可相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号9番は不許可相当で進達することに決定しました。

次の審議に移ります。受付番号10番について、現地を確認した委員の御意見をお願いいたします。

委員(3番)

3番、上地です。受付番号10番ですが、申請人が使用するハーベスターの格納庫ということなので、許可基準適合表もクリアしているので許可相当でお願いします。

議長

地区担当の上地委員からは許可基準適合表もクリアされて何ら問題ないということで許可相当の御意見であります。これに関してほかの委員からの御質疑をお願いしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声ですので進行します。

質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号10番は御意見のとおり、許可相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号10番は許可相当で進達することに決定しました。

次に日程7の議案第54号 農地転用事業計画変更承認申請について議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案書10ページをお開きください。
議案第54号 農地転用事業計画変更承認申請について。

議長 ただいま議案第54号 農地転用事業計画変更承認申請についての提案理由の説明がございました。これより審議に入ります。受付番号1番について、現地を確認した委員の御意見をお願いしたいと思います。

委員（2番） 現場を調査した結果、建築は始まっておりますが棟数の変更ですので別に問題はないと思います。許可相当でお願いします。

議長 現地を確認した屋宜委員のほうからは何ら問題ないということで承認相当の御意見であります。ほかの委員からの御質疑がありましたら、お願いしたいと思います。ないようですので進行してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長 質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号1番については原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、受付番号1番については原案のとおり承認しました。
次の審議に入ります。受付番号2番について、現地を確認した委員の御意見を伺いたと思います。

江田推進委員 江田です。進入路を変更するためであり、問題はないのかなと思います。以上です。

議長 江田推進委員のほうからは承認相当の御意見があります。これに関してほかの委員からの御質疑がありましたらお願いしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声ですので進行します。
質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号2番については原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号2番は原案のとおり承認されました。
次の審議に移ります。受付番号3番と4番は関連しておりますので一括して審議を行います。このうち受付番号4番については、さきに審議した議案第53号の受付番号3番で審議しておりますが、開発に係る手続や跡地利用計画に係る調整が行われていないとして、不許可相当で進達することが決定しております。また、事業計画を変更したことにより、受付番号3番と4番は一体事業として扱われます。したがって、事業計画変更承認申請の受付番号3番についても同様に不承認としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号3番については不承認とすることに決定しました。
続いて受付番号4番についても不承認とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号4番については不承認とすることに決定しました。
次に日程8の議案第55号 非農地証明願いについて議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

事務局

議案書12ページをお開きください。
議案第55号 非農地証明願いについて。

- 議長 ただいま議案第55号 非農地証明願いについての提案理由の説明
がございました。これより審議に入ります。受付番号1番について、
現地を確認した委員の御意見をお願いいたします。はい、比嘉
委員、どうぞ。
- 比嘉推進委員 比嘉です。受付番号1番は復帰以前から波平では墓地として利用
された地区であり、申請地は以前から農地として利用されていない
ため証明相当でお願いします。
- 議長 現地を確認した比嘉推進委員のほうからは証明相当の御意見であ
ります。ほかに御意見ございませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長 異議なしの声ですので進行したいと思います。
質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号1番について
は、御意見のとおり証明相当で決定することに御異議ございませ
んか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長 異議なしと認め、受付番号1番は証明相当で決定しました。
次の審議に入ります。受付番号2番について、現地を確認した委
員の御意見をお願いしたいと思います。
- 棚原推進委員 棚原です。渡慶次の現場ですけれども、写真を見てもらうと分か
るとおり、周りは住宅に接していて、一部家庭菜園などをやってい
たみたいですが、非農地としても問題ないと思います。
- 議長 地区担当の棚原推進委員のほうからは証明相当の御意見でありま
す。ほかの委員からの御質疑がありましたらお願いしたいと思いま
す。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長 異議なしの声ですので進行したいと思います。
質疑を終結し、これより採決に入ります。受付番号2番について

は、御意見のとおり証明相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号2番は証明相当と決定しました。

次の審議に入ります。受付番号3番について、現地を確認した委員の御意見をお願いしたいと思います。はい、仲村渠推進委員。

仲村渠推進委員

仲村渠です。知花委員と一緒に現地を確認したのですが、この畑は長年耕作もされていないし、これからも耕作する予定がないということで、証明相当でいいかと思います。

議長

仲村渠推進委員のほうからは、長年耕作もされていないし、また今後も耕作する予定がないということで証明相当の御意見であります。ほかの委員からの御質疑がありましたらお願いしたいと思います。

(「進行」の声あり)

議長

進行の声ですので進めたいと思います。

質疑を終結し、これより採決に入ります。受付番号3番については御意見のとおり証明相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号3番は証明相当と決定しました。

次の審議に入ります。受付番号4番の大木土地区画整理事業の区域内の取扱いについては、平成26年11月に開催した総会において事業完了前に地目を変更する際は非農地証明で対応する土地と判断された経緯がございます。航空写真でお分かりのように今回の申請は大木土地区画整理事業の区域内でございますので、非農地として取り扱うことといたしますが、御意見はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしですので進行します。

質疑を終結し、これより採決に入ります。受付番号4番については証明相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号4番は証明相当と決定しました。

次の審議に入ります。受付番号5番について、現地を確認した委員の御意見をお願いしたいと思います。はい、與久田委員。

委員(4番)

4番、與久田です。この道路は津波推進委員、事務局と現地確認をしたところ、もう既に住宅も建っているところがあります。この道路は村道の残地でありまして、今後も農地として利用する見込みもないことから問題ないと思いますので、許可でお願いします。

議長

現地を確認した與久田委員のほうからは証明相当の御意見であります。これについてほかの委員からの御質疑がありましたらお願いしたいと思います。はい、知花委員。

委員(8番)

この場合の事例ですけれども、これは今後とも出てくると思うんです。道路用地を買収した際に、いわゆる残地が出来てしまった。これは使えないから、この部分も買ってこれというふうな形でやっている土地が結構あると思う。これは前にも飛行場内のやつもいっぱいありましたよね。この事業はどこがやっているのか。

事務局

これは土木建設課の用地係が行っています。

委員(8番)

土木建設課のほうにそういうふうな土地があるのであれば早期に点検して、許可とるような形で。毎年支障になった際に少しずつ申請が出てくるものだから、路線ごとにまとめて申請を出してもらうとか、そういうふうな形の指導方法がよろしいのではないかなと思います。

事務局

その件に関して事務局から説明いたします。今知花委員がおっしゃられたように農地として使わない、しかも村有地ということで、私たちのほうで土木建築課のほうと話をしています。今後どういう形で出されるかということで、管理のしやすさとして路線ごとにまとめて出せないかということ調整しているところです。この辺は先方のスケジュールなどもあるということですが、おおむねその方向で進めていきたいと思っております。

議長

今の知花委員の御質疑は道路残地で、これは一括してできないかという質疑で事務局も回答したんですが、今後そのような形でやっていく方向でよろしいですね。ほかに御質疑なければ進行してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

質疑を終結し、これより採決に入ります。受付番号5番については御意見のとおり、証明相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号5番は証明相当で決定しました。
非農地証明願いに関する現地調査確認書の記載については、事務局に一任することよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長

一任されました。
次に日程9の議案第56号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定についてを議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

事務局

議案書19ページをお開きください。
議案第56号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について。

議長 ただいま議案第56号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定についての提案理由の説明がございました。審議に入る前に議事参与の制限がございますので、議席番号4番の與久田一徳委員は退席をしてください。

（4番 與久田委員 退席）

議長 これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ、挙手をお願いしたいと思います。はい、屋宜委員、どうぞ。

委員（2番） 坪単価ゼロとなっているが、これは地主間で了承済みですか。

事務局 今回利用権として使用貸借ということになっておりますので、地主と與久田さんの間ではゼロ円でやるということが合意されたというふうに理解しております。

議長 ほかに御質疑ありませんでしょうか。なければ進行してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長 質疑を終結し、これより採決を行います。ただいま議題となっております議案第56号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定につきましては、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、議案第56号は原案のとおり決定されました。審議が終了しましたので、與久田委員は復席を求めます。

（4番 與久田一徳委員 復席）

議長 それでは日程第10の議案第57号 読谷農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についてを議題とします。これは保留となっております4つの案件について審議をすることになります。先月審議

する際も申し上げましたが、農業委員会は重要な変更について農用地区域から除外して構わないか、それとも除外すべきではないかを判断しますので、各委員は特定の個人、団体等の利益を誘導するのではなく、農地法や農振法の趣旨に沿って、農業振興の立場からその可否を議論するようお願いいたします。それでは事務局から提案理由の説明を求めたいと思います。

事務局

事務局から提案する前に、議案の中の削除をお願いしたいと思います。先月出されて審議した後に農地活用推進課のほう地主さん、申請人といろいろ検討したところ重要な変更の2番目、こちらのほう取下げということで申出があったということです。ですから重要R03-02の案件は取下げられましたので削除をお願いいたします。取下げられたんですけども、一度、全6件審議しましたので、番号のほうは繰上げることなく、2番を欠番という形をとらせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

事務局

議案書23ページをお開きください。

議案第57号 読谷村農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について。

農地活用推進課

皆さん、こんにちは。農地活用推進課の江田です。先月保留案件となりました4件のうち、今回1件は取下げ、残り3件について現状のほうお話をさせていただきます。

No.1、R3重要な変更の01番については、先月と同様、面積の縮小及び位置図、場所の変更を行う旨の作図、面積の調整等を行っているところの報告を受けております。また、農地法、農振法ともに現状だと違反状態というところもありますので、そこについては是正をお願いしているということです。No.1については、資料の修正及び法の是正を行うところの報告を受けているのですが、現状としてはまだ変わっていないというのがNo.1の状況となります。

2番は先ほど説明がありましており欠番させていただきました。3番、4番についてのお話です。3番、4番については波平の大当原、人工物ですね、農振法の違反になってくる砂利だとかいうのが設置されていて、農振法、農地法ともに違反している状況とい

うところを地権者、申請者に違反状態を報告させていただきました。下のほうに先ほど1時半ごろ、本人のほうからそれを除去したというふうなことは今連絡をいただいたんですけれども、まだ現場を確認していないので、それがどういった是正状況なのかということとは確認していないのですが、本人としては是正を行っていくという明確な意思というところはいただいております。以上です。

議長

ただいま議案第57号の読谷農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についての提案の説明がございました。保留となった案件ですが、今回で結論を出したいと考えておりますので、委員の皆さん、よろしくお願いいたします。

これより審議に入ります。整理番号、重要な変更1番について質疑等がございましたらお願いしたいと思います。はい、屋宜委員、どうぞ。

委員（2番）

1番の住所、古堅ですか。

事務局

古堅です。

委員（2番）

今移動しているが、何ら変わりはないということですか。

事務局

法律的な違反状態というところを伝えて、少しヤードとなっている部分があるので、それについて除去をお願いというところをお願いしているのですが、現状としてはまだ変わっていないというところがあります。本人からは除去を行うというところであって、少し期間をくださいというところのお話をいただいているのですが、その辺がまだちょっと見えない部分があるというところでは。

委員（2番）

期間をくださいだったら、あっちができてからでもいいのではないですか。今回で答えを出さないといけないわけですか。そうであれば今回は不適當で出すしかないのではないですか。

議長

屋宜委員の御意見は、現状としては何ら変わっていないと、農地法違反の状態であるので不適當と、除外すべきではないという意見でございます。ほかの委員も屋宜委員に賛同してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

ほかに質疑がなければ進行したいと思います、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長

整理番号1番については、現状として違反の状態にあるということで除外すべきではないということで意見を決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、重要な変更の1番は農用地区域から除外すべきではないと意見決定しました。

続いて、重要な変更の整理番号3番については、先ほど審議内容のとおり農用地区域から除外してよい、除外すべきではないとの意見決定について、御意見等ありましたらお願いしたいと思います。休憩の話があったので、休憩したいと思います。

－ 休憩 －

議長

審議を再開したいと思います。

では、整理番号1番のほうから再度審議をしていきたいと思いますが、1番については、まだ原状回復をされていないということで、不適當で判断してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

1番については、現時点では不適當と決定することにしたいと思います。

それから2番は取下げですので、整理番号3番について、審議をしたいと思います。先ほど話がありましたように原状回復がされているということで、これは許可相当で決定してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

そのようにいたします。
4番についても同じ御意見でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

このように決定されました。ありがとうございました。
日程1から日程10まで終了しましたので、決議事項における議事整理については、会長に一任することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、会長に一任されました。
皆さんの御協力の下、第14回総会が無事終了しましたので、御礼申し上げます。それでは、これで閉会します。あとは事務局のほうにお願いいたします。